

## 武豊町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町広告掲載要綱（平成21年6月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、武豊町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、指定するホームページにリンクするものをいう。

(種類及び範囲)

第3条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、要綱第4条第2項に定めるとおり町ホームページの品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告の規格及び広告の掲載料)

第4条 広告を掲載する規格及び掲載料は、原則として次のとおりとする。広告表現については、武豊町ホームページ広告表現ガイドラインに定めるものとする。

規格	大きさ	縦50ピクセル×横180ピクセル
	形式	G I F (アニメ不可、透過G I F 不可)・ J P E G ・ P N G
	データ 容量	5 K B 以下
	その他	画像のスライス(分割)不可
掲載料	1 枠	5, 0 0 0 円 / 月
		5 0, 0 0 0 円 / 年

(広告を掲載する位置及び枠数)

第5条 広告の位置はホームページトップ（掲載位置指定不可）とし、枠数は6枠とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1か月単位とし、連続1年分までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

2 システムの都合上、ホームページを閲覧できない場合は、広告を掲載できないことがある。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。